平成２５年（フ）第３１号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬502番地24
債務者　宮﨑　勝義
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　　旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２３３号
千葉県松戸市高塚新田160番地の174
債務者　山中　正一
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
静岡市駿河区丸子５丁目６番２号
債務者　小林　重之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
京都市北区紫野十二坊町13番地４
債務者　安東　泰源
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　政典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
京都府京丹後市峰山町新治720番地の１
債務者　中村　義之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３８号
静岡県富士市岩本200番地の４　メゾン滝戸Ｂ―102号、前住所静岡県富士市日乃出町13番地　タウンコート日乃出Ｂ201号
債務者　向後喜美代
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５２６号
愛知県西尾市西幡豆町浜屋敷18番地
債務者　牧野伸一郎
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１号
愛知県豊田市平芝町６丁目39番地２　パレス平芝101号、前住所愛知県豊田市大林町15丁目３番地27
債務者　山田　直幸（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
静岡県浜松市中区早出町1205番地の６、前住所愛知県西尾市東幡豆町日影８番地　福田石油社宅201号室
債務者　南　　恭子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
愛知県碧南市池下町４丁目67番地
債務者　杉浦　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
愛知県豊田市栄町３丁目38番地　安藤荘７号
債務者　徳山冨美子（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
奈良県葛城市北花内565番地10
債務者　中村知寿香
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
奈良県大和高田市田井新町１番25号　アルファード大和高田206号
債務者　阿部　和彦
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目39番３―304号
債務者　東本　昌子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目38番６―202号
債務者　二井田俊志
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
奈良県橿原市曽我町1194番地　新野住宅、前住所奈良県橿原市栄和町12番地の10
債務者　沼口百合子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
奈良県磯城郡三宅町大字但馬456番地１、住民票上の住所奈良県磯城郡三宅町大字但馬401番地の６
債務者　髙橋　里美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係